第四条中「第二条第六項、第七項又は第九項」を「第二条第七項、第八項又は第十項」に改め、同条第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同条第二号中「前条第四項第二号」を「前条第五項第二号」に改め、同条第三号中「前条第四項第三号」を「前条第五項第三号」に改め、同条第四号中「前条第四項第四号」を「前条第五項第四号」に改め、同条第五号中「前条第五項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同条第六号中「前条第五項第二号」を「前条第六項第二号」に改める。

第十条第二項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同条第三項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十八条中「第二条第六項から第八項まで」を「第二条第三項及び第七項から第九項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「及び」を「並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第百二十条第三項の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年二月二日）から施行する。

（東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部改正）

2　東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（平成二十三年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第三項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百八号

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十二月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百九号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百七十三号を第四百七十四号とし、第四百七十号から第四百七十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四百六十九号の次に次の一号を加える。

四百七十　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）

附　則

この政令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

薬剤師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十号

薬剤師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「電子情報処理組織」の下に「（第六条第二項ただし書及び第十条第三項ただし書において「電子情報処理組織」という。）」を加える。

第六条第一項中「薬剤師名簿」を「薬剤師は、薬剤師名簿」に、「申請するには」を「申請するときは」に改め、同条第二項中「届出義務者」の下に「（以下この項及び第十条第三項において「届出義務者」という。）」を、「以内に」の下に「、当該薬剤師の氏名及び住所その他必要な事項を記載した申請書を当該薬剤師又は届出義務者の住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該申請を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第十条第一項中「薬剤師は」の下に「、第六条第一項の規定により」を加え、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3　第六条第二項の規定による申請をした届出義務者は、遅滞なく、当該申請に係る薬剤師又は届出義務者の住所地の都道府県知事を経由して、当該薬剤師の免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該申請を電子情報処理組織を使用して行つたときは、都道府県知事を経由することを要しない。

附　則

この政令は、令和七年十二月二十六日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗